

一般社団法人 情報科学技術協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人情報科学技術協会（Information Science and Technology Association 略称 INFOSTA）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、社員総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の協力により情報の生産・管理・利用に関する理論および技術の調査、研究開発を進めるとともに、これらの普及に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 情報の生産・管理・利用の理論および技術に関する調査、研究開発
- (2) 情報の生産・管理・利用の理論および技術に関する普及、啓蒙、指導、訓練
- (3) 会誌および刊行物の編集・発行
- (4) シンポジウム、セミナー、講習会、講演会等の開催
- (5) 認定試験の実施
- (6) 内外の関係諸機関との交流、連携および協力
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、日本国内および海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 情報の生産、管理および利用に関する業務に従事し、または研究をする個人
- (2) 維持会員 情報の生産、管理および利用に関する業務を行い、または研究をする団体
- (3) 特別会員 情報の生産、管理および利用に関する業務を行い、または研究をする団体であって、営利を目的としない団体
- (4) 名誉会員

(5) 準会員

2 前項の第1号から第3号の会員は、社員とする。

3 第1項の第4号および5号の会員については、その資格、権利、義務等を理事会で別に定める。その規定の定めがない事項については、本定款に準拠する。

(入会)

第6条 前条第1項第1号および第5号の会員になろうとする者は、所定の申込書に入会金を添えて会長に提出しなければならない。

2 前条第1項第2号および第3号の会員になろうとする者は、その代表者1名を指定し、所定の申込書を添えて会長に提出しなければならない。代表者を変更した場合も同様とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2 会費などの減免措置については、理事会で別途定める。

(任意退会)

第8条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 この法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が第8条、第9条および10条の規定により資格を喪失したときは、会員はこの法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失前に発生した未履行の義務が存在する場合には、それを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事および監事の選任または解任
- (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規定
- (5) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 15 条第 3 項の書面（開催通知）に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。

（開催）

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき

（招集）

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を社員総会とする臨時総会の招集の通知をしなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁記録をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があった時は副会長がこれにあたる。

（議決権）

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（定足数）

第 18 条 社員総会は、社員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第 19 条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に定めのある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段において、議長は社員として決議に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散および残余財産の処分

(5) 合併、事業の全部または一部の譲渡

(6) その他法令またはこの定款で定められた事項

4 理事および監事を選任する議案を決議する場合は、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合は、当該社員は、議決権を委任する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 第 1 項および 2 項の場合における第 18 条 (定足数) および第 19 条 (決議) の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち代表理事として 1 名を会長、2 名以内を副会長とし、業務執行理事として 1 名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第 23 条 役員は社員総会において、これを選任する。

2 会長、副会長および専務理事は、理事会において、理事の中から選定する。

3 監事は理事を兼ねることができない。

4 役員について、当該役員およびその配偶者または 3 親等内の親族、その他特別の関係にある役員の場合、役員総数の 3 分の 1 を越えてはならない。

5 他の同一の団体 (公益法人を除く) の役員または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の場合、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 役員に異動があった場合は 2 週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があった場合または会長が欠ける場合は、会長があらかじめ指名した順序によりその業務を代行す

る。

4 専務理事は、会長および副会長を補佐する。

5 会長、副会長および専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告をしなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事および使用人に対して、業務の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

3 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認められた場合は、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。

5 監事は、前項の報告をする必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知がない場合は直接、理事会を招集できる。

6 監事は、理事が社員総会に提出する議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または、著しく不当な事項があると認められた場合は、その調査の結果を社員総会に報告する。

7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれのある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求する。

8 前各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第 26 条 役員（理事および監事）の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 役員は、第 22 条に定める定数に欠けるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 社員総会は第 19 条第 3 項の規定に従って、役員を解任することが出来る。この場合、議決の前に、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

(役員)の損害賠償責任の一部免除)

第 29 条 この法人は、役員(の)の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 外部理事および外部監事は、法令に定める最低責任限度額を損害賠償責任額とする契約をこの法人と締結することができる。

(競業利益相反取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅延なく理事会に報告しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会に付議する事項
- (2) 社員総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) この法人の業務施行に必要な規定の制定ならびに変更または廃止
- (4) 理事の職務の執行監督
- (5) 会長、副会長および専務理事の選定および解職

2 理事会は次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所、委員会、その他必要な組織の設置および変更または廃止

(種類および開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度 2 回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知がない場合は、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 25 条第 5 項の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第 34 条 理事会は、法令およびこの定款の定め、に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第 33 条第 2 号または 4 号前段に該当する場合は、その日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的等を記載した書面または電磁記録により、開催日の 1 週間前までに、各役員に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めのあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事（議決に加わることができる理事）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の中員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 役員が、役員の中員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(資産の管理・運用)

第 41 条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規定によるものとする。
(事業計画および収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成する。この作成および変更については会長が行い、理事会の承認を得なければならない。
(事業報告および決算)

第 43 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第 44 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、合併および解散など

(定款の変更)

第 45 条 この定款の変更は、第 19 条第 3 項の規定に従って行う。

(合併等)

第 46 条 この法人の合併等は、第 19 条第 3 項の規定に従って行う。

(解散)

第 47 条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第 48 条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第 49 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を得て、公益社団法人または公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会等

(委員会等)

第 50 条 この法人は、その事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会等を設置することができる。

- 2 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

（事務局）

第 51 条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
- 3 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 情報公開等

（備付け帳簿および書類）

第 52 条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員の名簿
 - (4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 第 42 条の書類（事業計画および予算）
 - (6) 第 43 条第 1 項の書類（事業報告および決算書類）
 - (7) 監査報告書
 - (8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿ならびに書類
- 2 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

（公告）

第 53 条 この法人の公告は電子公告による。

2 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 補足

（委任）

第 54 条 この定款の定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人設立の登記の日(2012 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は小野寺夏生、川村剛、真銅解子とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は 2017 年 6 月 23 日の社員総会において変更された。